

ものづくり補助金



NEW!! 中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）

基本要件

以下①～④の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行

要件①

付加価値額の年平均成長率が
+3.0%以上増加

要件②

1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
地域別最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上
又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

要件③

事業所内最低賃金が事業実施都道府県の
最低賃金+30円以上の水準

要件④

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画を公表等
（従業員21名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみ
※3～5年の事業計画に基づき事業を実施するとともに、毎年、
事業化状況報告の提出が必要となり、事業成果が確認されます。
※基本要件②③は基準値以上の目標値を設定。目標未達の場合、
補助金返還義務があります。

加点項目

- ①経営革新計画 ②パートナーシップ構築宣言
- ③再生事業者 ④DX認定
- ⑤健康経営優良法人認定
- ⑥技術情報管理認証
- ⑦J-Startup J-Startup地域版
- ⑧新規輸出1万者支援プログラム（グローバル枠のみ）
- ⑨事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画
- ⑩賃上げ 従業員及び役員の給与支給総額の年平均成長率が
4.0%以上増加、及び事業所内最低賃金を毎年3月、
地域別最低賃金より+40円以上の水準
- ⑪被用者保険 ⑫えるぼし認定
- ⑬くるみん認定 ⑭事業承継／M&A
- ⑮成長加速化マッチングサービス

減点項目

- ①補助金複数回利用者 過去3年間に本補助金の交付決定を
1回受けている
- ②補助要件未達事業者 過去に本補助金の交付決定を受けたが
基本要件（給与支給総額増加要件、最低賃金水準要件）を
未達であった
- ③加点項目要件未達事業者 中小企業庁が所管する補助金で、
賃上げに関する加点を受けたうえで採択されたにもか
かわらず、申請した加点項目要件を未達成
（事業化状況報告で未達が報告されてから18か月間）
- ④他の補助事業の事業化が進展していない事業者
事業再構築補助金、ものづくり補助金における直近の
事業化状況報告時の事業化段階が3段階以下である

<大幅賃上げ特例>

補助上限額を 100万～1,000万円上乘せ！

<最低賃金引上げ特例>

補助率を 1/2 → 2/3 に引き上げ！

-申請の流れ-



申請枠の種類



製品・サービス高付加価値化枠

革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

従業員数	補助上限額 [※]	補助率
5人以下	750万円（850万円）	中小企業 1/2
6～20人	1,000万円（1,250万円）	
21～50人	1,500万円（2,500万円）	小規模企業・ 小規模事業者 再生事業者 2/3
51人以上	2,500万円（3,500万円）	

補助事業実施期間 交付決定日から10ヶ月（ただし採択発表日から12か月後の日まで）

※（）は大幅賃上げ特例適用後の上限額

グローバル枠

海外事業の実施による国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

補助上限額 [※]	補助率
3,000万円（3,100万～4,000万円）	中小企業 1/2
	小規模企業・ 小規模事業者 2/3

補助事業実施期間 交付決定日から12ヶ月（ただし採択発表日から14か月後の日まで）

※（）は大幅賃上げ特例適用後の上限額

<大幅賃上げ特例>

下記①②両方の達成で、補助上限額を100万～1,000万円上乘せ

①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加②事業所内最低賃金が事業実施都道府県の最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。

※特例要件を満たす目標値を設定。①、②のいずれか一方でも目標未達の場合、補助金返還義務あり。

<最低賃金引上げ特例>

下記を満たす場合、補助率を2/3に引き上げ（小規模・再生事業者は除く）

下記を満たす場合、補助率を2/3に引き上げ（小規模・再生事業者は除く）

2023年10月から2024年9月までの間で、3か月以上、事業実施都道府県の最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

補助対象経費

<共通>

機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

<グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ>

海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費